

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）（抄）

3. PPP/PFIアクションプラン推進の目標

（2）重点分野と目標

ii) 各重点分野における取組

⑦大学施設

令和8年度までに5件の具体化を目標とする。さらに、従来型のPPP/PFI事業も含め、**令和13年度までに30件の具体化を狙う。**これらの目標等を踏まえ、以下の施策等に取り組む。<文部科学省>

- ・収益を伴う施設の整備事業について、公共施設等運営事業等の推進のため、**導入可能性調査の実施経費への支援や施設整備に対する一部補助**などにより、**国立大学法人等を支援する。**また、先行事例の周知や更なる案件候補の創出に向けたトップセールス等、積極的な取組を進める。（令和4年度開始、令和5年度強化）<文部科学省>
- ・施設整備補助の交付に際し令和4年度より原則として**PFI実施を要件化した一定規模を超える新築・改築事業の円滑な実施に向けて、国立大学法人等に対する伴走支援を行う等、取組を着実に進める。**（令和4年度開始、令和5年度強化）<文部科学省>

経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針）（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

（前略）公共サービスを効率的かつ効果的に提供するPPP/PFIについて、改定アクションプラン（※）に基づき、**各重点分野における事業件数目標の達成と上積みを視野に、取組を推進する。**空港、スタジアム・アリーナ、文化施設等の**重点分野への公共施設等運営事業等の事業化支援を継続**しつつ、GXに貢献する再生可能エネルギー分野を始めとする新領域の開拓と案件形成を図る。

（※）「PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)」（令和5年6月2日民間資金等活用事業推進会議決定）

国立大学法人等におけるPFI事業及びコンセッション事業への対応方針

1. PFI事業への対応方針

- 国立大学等施設において、施設整備費補助金を財源として実施する一定規模を超える新築・改築事業については、令和6年度当初予算の要求事業よりPFIによる整備を原則とし、当初予算による割賦払いを通じて計画的に整備する。

対象事業

具体的な対象事業は以下のとおりとし、段階的にPFI事業の取組を推進する。

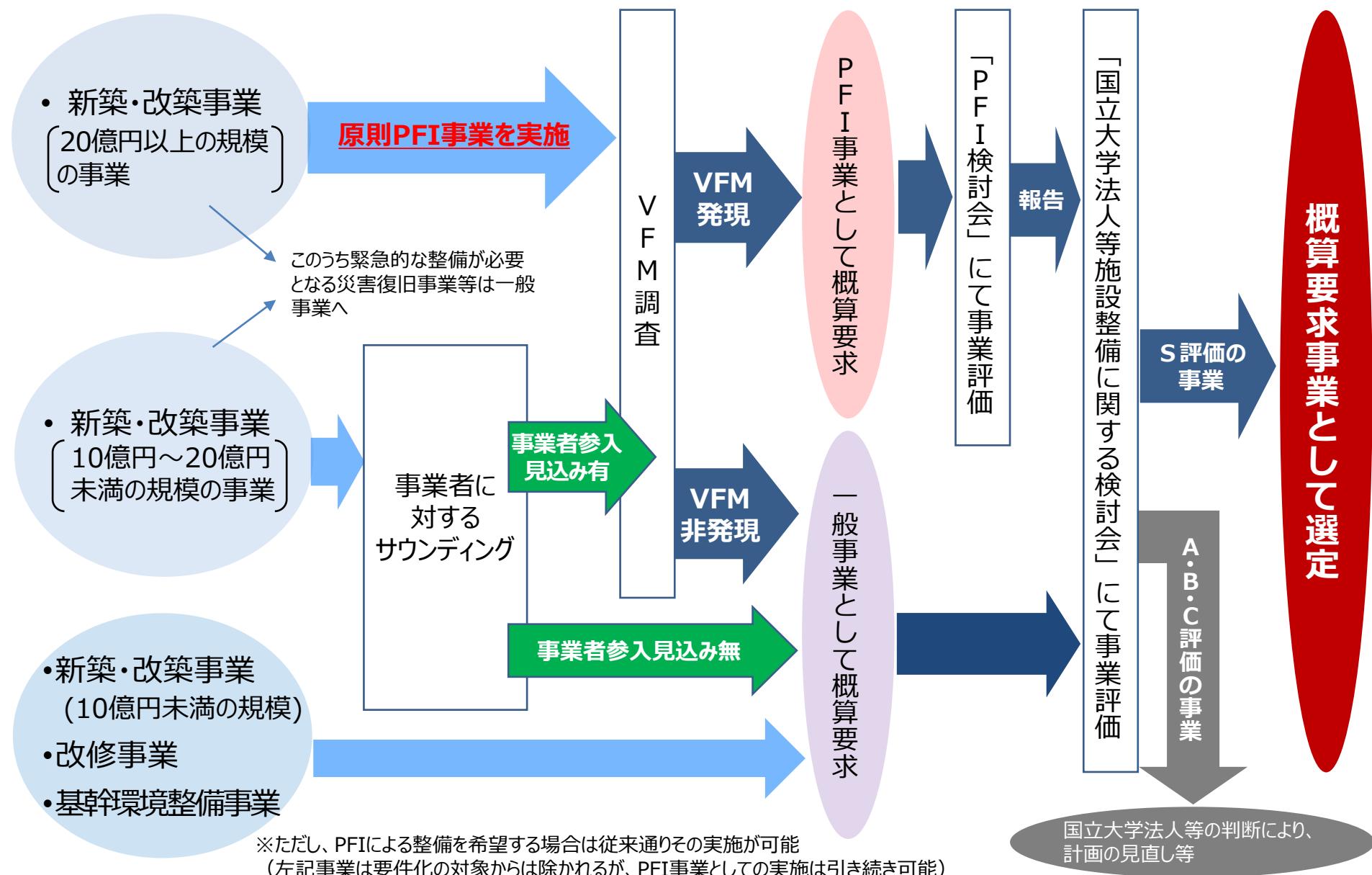
- ・新築・改築事業（施設整備費補助金20億円以上の規模の事業）
PFI事業の実施を原則とし、VFM調査等の実施によりVFMの発現が確認できた事業についてはPFIによる整備を実施
- ・新築・改築事業（施設整備費補助金10億円～20億円未満の規模の事業）
サウンディング等の実施によりPFI事業への事業者の参入が見込まれる場合、VFM調査等の実施によりVFMの発現が確認できた事業についてはPFIによる整備を実施

※改修事業（国土強靭化を含む）、基幹環境整備等は要件化の対象からは除外

※国の政策課題への対応や教育研究活動の継続の観点から、緊急的に施設整備を実施することが必要な事業や、過半を多様な財源（自己資金や外部資金等）で整備する事業、導入可能性調査等の結果、PFI事業により実施するメリットが極めて小さい事業などは、要件化の例外として整理

国立大学法人等におけるPFI事業及びコンセッション事業への対応方針

○ P F I 対象事業のフロー図 (国立大学法人施設整備費補助金（国費）を活用する場合)



国立大学法人等におけるPFI事業及びコンセッション事業への対応方針

2. コンセッション事業への対応方針

- 「収益を伴う施設※」の整備事業について、「PFIによる施設整備＋コンセッション」事業の検討を促進するため、以下の取組を実施。

- ・先行事例（沖縄科学技術大学院大学の寄宿舎事業）の周知
- ・事業を実施する国立大学等に対して、収益を伴う施設と一体的に運営される学内外関係者が共創・交流活動等を行う空間の整備を支援（施設整備費補助金）

※収益を伴う施設の例：学生等寄宿舎（福利厚生施設や駐車場の整備を含めて検討）

■「PFIによる施設整備＋コンセッション」の事業スキーム（寄宿舎事業の例）



施設整備に対する一部補助のイメージ（学生等寄宿舎の例）

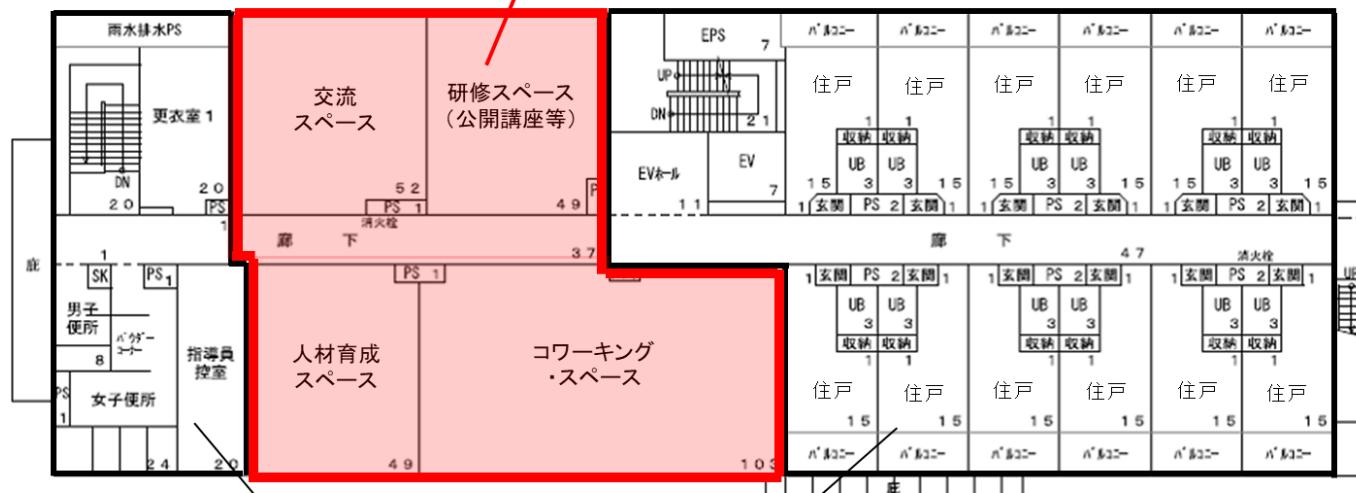
(イメージ図)

収益を伴う施設（自助努力で整備）

+

学内外関係者が共創・交流活動等を行う空間
(当該面積部分を国費により支援)

【学内外者が共創・交流活動等を行う空間】 国費を財源として整備



【居住スペース】 自己資金(家賃収入)を財源として整備

※1階平面図、2階と3階は居住スペースのみ

PFI事業とは

- 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき実施

<PFIの推進により期待される効果>

1. 低廉かつ良質な公共サービスが提供されること

→事業コスト削減による財政負担の縮減と、質の高い社会資本の整備や公共サービスの提供が可能になる。

2. 公共サービスの提供における行政の関わり方の改革

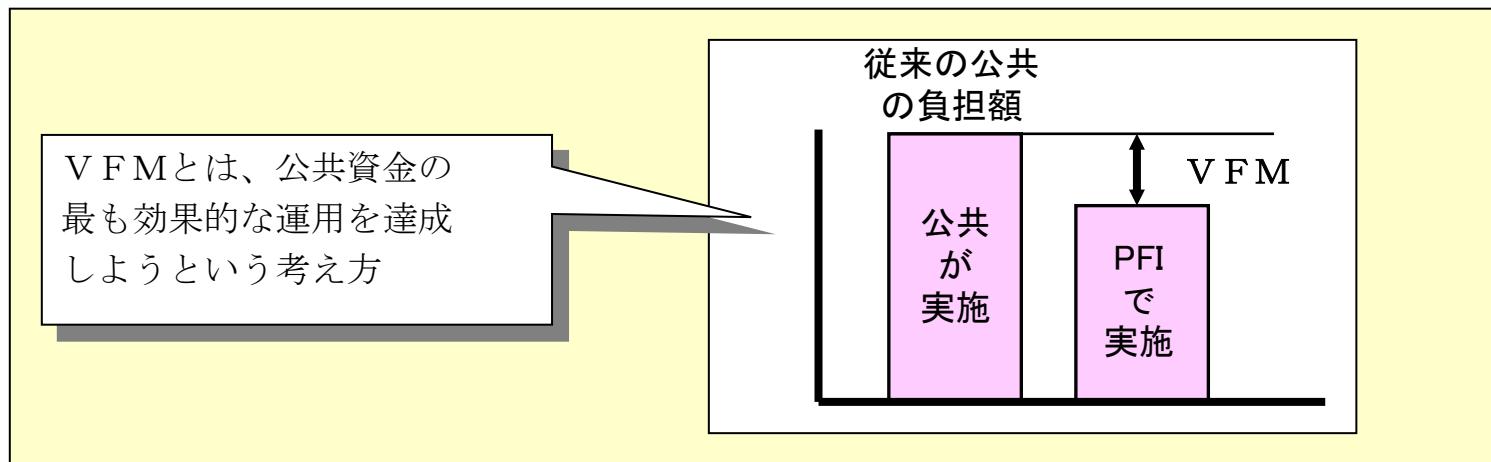
→民間事業者の自主性、創意工夫を尊重することにより、財政資金の効率的使用や新たな官民パートナーシップが形成される。

3. 民間の事業機会を創出することを通じ、経済の活性化に資すること

→民間に委ねることで、新規産業の創出や金融環境の整備推進が期待される。

※民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針(平成24年3月27日閣議決定)より

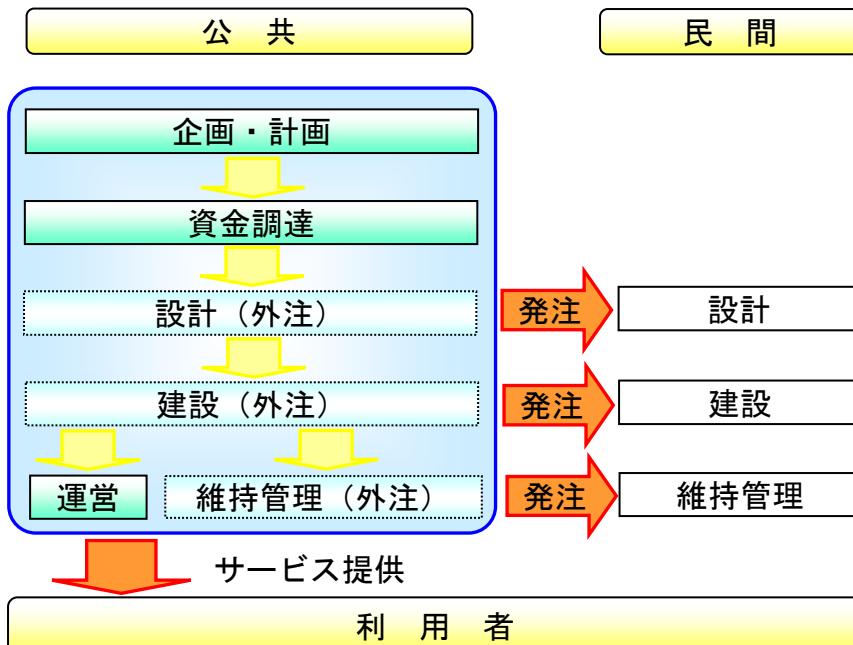
財政負担の軽減のイメージ



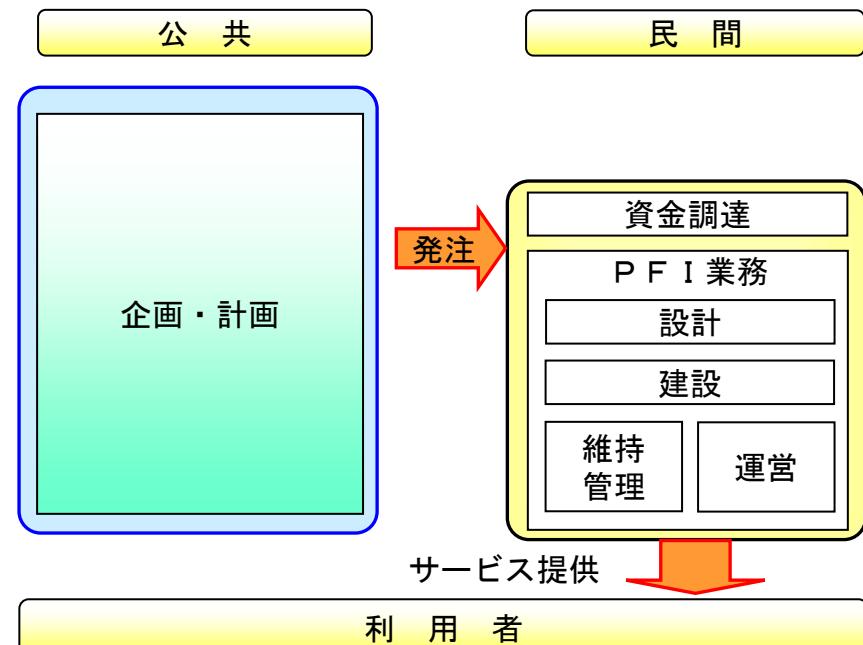
PFI事業とは

- 従来型の公共事業の特徴：「業務ごと発注」「単年度契約」「仕様発注」
- PFI事業の特徴：「一括発注」「長期契約」「性能発注」「民間資金・能力の活用」

従来型の公共事業



PFI事業



PF事业とは

○PFの事業類型は、「サービス購入型」「独立採算型」「ジョイントベンチャー型（混合型）」の3種類。

類型	内容
サービス購入型	民間事業者は、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行う。発注者はそのサービスの提供に対して対価を支払う。
独立採算型	民間事業者は、自ら調達した資金により施設を設計・建設し、維持管理及び運営を行い、施設利用者からの料金収入のみで資金を回収する。
ジョイントベンチャー型 (混合型)	サービス購入型と独立採算型を組み合わせたもの。民間事業者は、発注者から支払われるサービス購入料と、利用料金収入等の施設利用者からの支払の双方により資金を回収する。

サービス購入型



独立採算型



ジョイントベンチャー型(混合型)



PFI事業とは

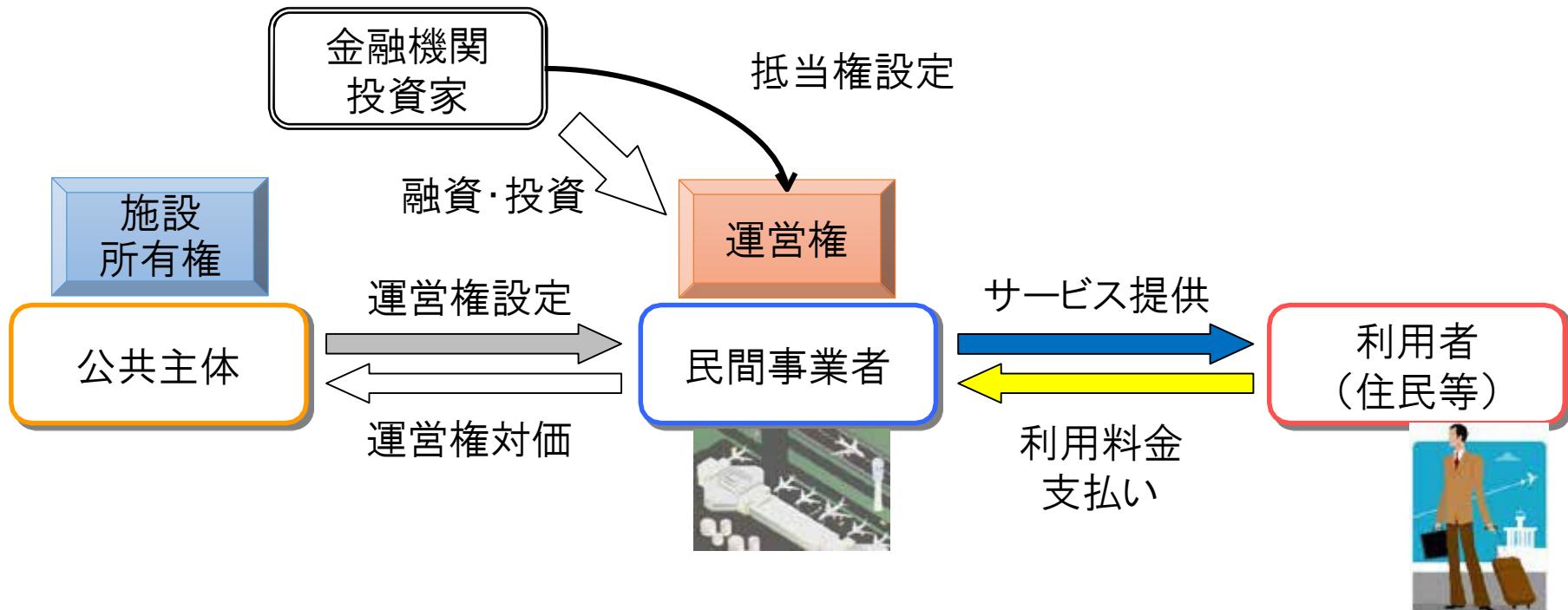
OPFIの事業方式は、代表的なものとして、「BT0方式」「BOT方式」「BOO方式」「RO方式」「公共施設等運営権（コンセッション）方式」などがある。

方 式	内 容
BTO方式	民間事業者が施設等を建設(Build)し、施設完成直後に発注者に所有権を移転(Transfer)し、民間事業者が維持・管理及び運営(Operate)を行う事業方式。
BOT方式	民間事業者が施設等を建設(Build)し、維持・管理及び運営(Operate)し、事業終了後に発注者に施設所有権を移転(Transfer)する事業方式。
RO方式	施設を改修(Rehabilitate)し、維持・管理及び運営(Operate)する事業方式。所有権の移転はなく、発注者が所有者となる方式。
公共施設等運営権（コンセッション）方式	利用料金の収受を伴う施設について、施設所有権を公共が保有したまま、対象となる公共施設を運営する権利を一定期間民間事業者に付与し、民間事業者が主体的に施設の維持管理・運営を行う方式。

公共施設等運営（コンセッション）方式について

（内閣府作成資料より）

- ・利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を公共主体が有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。
(平成23年PFI法改正により導入)
- ・公的主体が所有する公共施設等について、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供。



公共施設等運営権の導入メリット

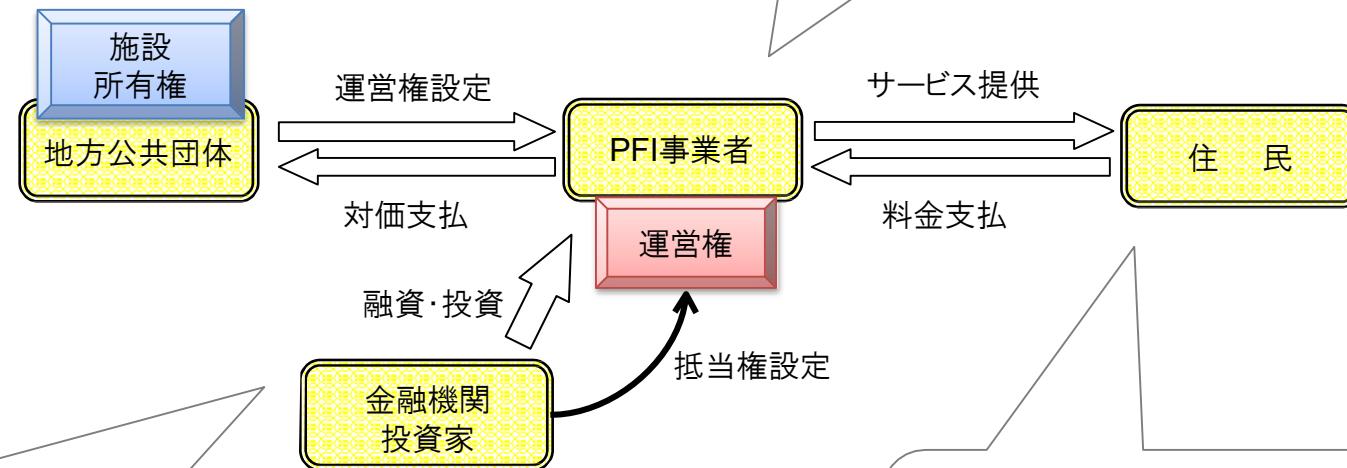
(内閣府作成資料より)

《地方公共団体のメリット》

- ・運営権設定に伴う対価の取得
- ・民間事業者の技術力や投資ノウハウを活かした老朽化・耐震化対策の促進
- ・技術職員の高齢化や減少に対応した技術承継の円滑化
- ・施設所有権を有しつつ運営リスクの一部移転

《民間事業者のメリット》

- ・「官業解放」による地域における事業機会の創出
- ・事業運営・経営についての裁量の拡大
- ・人口減少や高齢化に対応した一定の範囲での柔軟な料金設定
- ・抵当権の設定による資金調達の円滑化



《金融機関・投資家のメリット》

- ・(抵当権設定が可能となり、) 金融機関の担保が安定化
- ・(運営権が譲渡可能となり、) 投資家の投資リスクが低下

《住民のメリット》

- ・事業者による自由度の高い運営が可能となり、低廉かつ良好なサービスを享受